

大個審答申第 181 号
令和 5 年 12 月 26 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「旧条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 3 年 9 月 27 日付け大天保生第 1589 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が令和 3 年 8 月 26 日付け大天保生第 1548 号により行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和 3 年 8 月 16 日に、旧条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「現在の住居の賃貸借契約書の写し（生活支援保有分）」の開示を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成 29 年 5 月 24 日に貸主「株式会社〇〇〇〇」と借主「〇〇〇〇〇〇」の間で締結された「大阪市天王寺区〇〇町〇丁目〇 〇〇〇〇〇 〇階〇〇〇号室」の居住用建物賃貸借契約書の写し」と特定した上で、旧条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和 3 年 9 月 2 日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定を取り消し、改めて開示決定を求める。

特定した賃貸借契約書の他に賃貸借契約書があるはずだ。

保護決定通知書の「家主払い」と契約書の「共益費（管理費）」は同額だから。開示されたものは2200円差がある。

第4 実施機関の主張

実施機関においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に定められた住宅扶助費を支給するにあたり、住居の契約状況を確認するため、審査請求人に係る現に居住している住居の賃貸借契約書の写しである本件情報を保有していることから、本件処分を行った。

通常、住宅扶助費は、住居の賃貸借契約書の写しを被保護者から取得するとともに、住居の賃貸人（管理会社を含む）から住宅費証明書の提出を受けることにより、賃貸借契約の事実や証明書提出時点の賃借料等を確認した上で支給することとなる。

本件情報については、平成29年7月6日に審査請求人から実施機関に賃貸借契約書の提示があり、実施機関において写しを取得したものである。なお、実施機関は、同月4日付けの住宅費証明書を住居の賃貸人から取得しており、審査請求人に係る現に居住している住居の賃貸借契約の事実と証明書提出時点の賃借料等を確認できたことから、審査請求人に当該住居に係る住宅扶助費の支給を開始している。

よって、本件情報以外に、審査請求人に係る現に居住している住居の賃貸借契約書の写しは保有しておらず、また住宅扶助費の支給に係る事務の遂行において他の賃貸借契約書を取得する必要もないことから、実際に存在しない。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

旧条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、旧条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件決定において特定した情報の他にも特定すべき情報があるはず

だと主張しているのに対し、実施機関は、本件決定において特定した情報以外に特定すべき保有個人情報存在しないと主張している。

したがって、本件審査請求の争点は、本件決定において特定した情報以外に特定すべき保有個人情報存在するか否かである。

3 本件決定で特定した情報以外に特定すべき保有個人情報の存否について

審査請求人は、実施機関の天王寺区の生活支援を担当する部署が保有する審査請求人の現在の住居の賃貸借契約書の写しの開示を求めているところ、実施機関は、審査請求人が平成29年5月24日に貸主との間で締結した居住用建物賃貸借契約書の写し（以下「本件契約書の写し」という。）を本件情報として特定している。

これに対して、審査請求人は、令和3年12月17日付け実施機関の天王寺区保健福祉センター所長名の審査請求人に対する保護決定通知書（以下「本件保護決定通知書」という。）において、扶助額の支払方法として「家主払い」とされている金額は「11,200円」となっているのに対して、本件契約書の写しに記載されている共益費の金額は「9,000円」となっており、2,200円の差額が生じていることを指摘し、当該家主払いの金額と共益費の金額は同額であるはずであるから、他に共益費が11,200円とされている契約書が存在しているとして、その契約書の開示を求めていると解される。

この点、実施機関が主張する本件契約書の写しの取得に係る事務処理については、住宅扶助の支給に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の各規定や実施機関の定める要綱等に照らして特段、不自然・不合理な点は見当たらない。

また、事務局職員をして、実施機関に確認させたところ、本件保護決定通知書に記載された「家主払い」の金額である11,200円は、本件契約書の写しに記載されている共益費9,000円と水道代2,200円を合算した金額であるとのことであって、当該説明に不自然・不合理な点は見当たらない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 野呂 充、委員 小林 邦子、委員 篠原 永明、委員 矢口 智春

（参考）調査審議の経過 令和3年度諮問受理第34号

年 月 日	経 過
令和3年9月27日	諮問書の受理

令和３年１２月１４日	実施機関からの意見書の収受
令和４年５月６日	審査請求人からの意見書の収受
令和５年４月１７日	調査審議
令和５年５月１５日	調査審議
令和５年１２月２６日	答申